

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(子育て世帯向け騒音対策支援事業))
についての公示

令和7年4月8日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(民間賃貸住宅計画修繕普及事業(子育て世帯向け騒音対策支援事業))について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

民間賃貸住宅計画修繕普及事業(子育て世帯向け騒音対策支援事業)

(2) 事業目的

本事業は、共同住宅において、子どもの声や音などの面で近隣住民に気兼ねせず入居できる住まいの環境づくりの事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することで、子育て世帯が騒音などに気兼ねせず入居できる環境整備を推進し、これにより子育て世帯が子育てしやすい住宅を選択しやすくするとともに、子どもを産み育てやすい住まいの環境整備を図ることを目的として実施する。

(3) 事業内容

- ① 子育て世帯向けに、騒音対策に関する対策方法や騒音トラブル防止への工夫についてまとめたハンドブックを作成すること。

【ハンドブックの例】

＜総論＞

- ・騒音対策の必要性・メリット、ハンドブックの目的・ねらいなど

＜各論＞

- ・生活騒音に関する基礎情報、音の種類や特徴、生活騒音に対する配慮や工夫、具体的な騒音対策の紹介、騒音トラブルに発展した場合の対処方法など

- ② ①のハンドブックを充実化させるため、騒音対策に取り組む事業者等に適宜ヒアリングを実施し、騒音対策の実例を収集し、ハンドブックに反映させること。

- ③ ①、②のほか、国土交通省との協議を踏まえ、騒音対策に関する対策方法や騒音トラブル防止への工夫についてまとめた簡易な啓発資料を作成すること。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

補助金交付決定通知の交付決定日から令和8年3月18日(水)まで

2. 補助事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

- ・民間賃貸住宅における計画修繕の普及啓発に関する活動実績や研修会等の開催実績又はその知見や知識を十分に有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・提案者の規定等において、補助対象事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

- (4) 本事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・本事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当) 付 管理係 石丸

電話 03-5253-8111(内線 39954)

電子メール ishimaru-n2qt@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年4月8日(火)から

令和7年4月30日(水)18時00分まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、電子メールにより交付する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年4月30日(水)18時00分まで(必着)

②場所 上記3(1)の担当部局

③方法 上記3(1)の担当部局へ、電子メールにて1部(必ず着信を確認すること)。

なお、電子メールで提出する際は以下によること。

- ・公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。

- ①提案書の担当者を複数名含めた送信とすること

- ②メール件名または文中に、本補助事業の提案書提出である旨を明記すること

- ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

- 「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎 11」「Adobe」の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力20メガバイト以内とすること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、1(3)に掲げる事業ごとに、事業の目的に最も合致した提案書を提出した一者を採択する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)の担当部局に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 採用されなかった提案書は、原則、破棄する。なお、返却を希望する場合は、提案書を提出する際に、その旨を申し出ること。

(8) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。

(9) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。

(10) 詳細は、別途交付する説明書による。